

◎新潟県告示第799号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成28年7月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 指定する形質変更時要届出区域

阿賀野市南安野町1787番1の一部、1787番10の一部、1803番1の一部、1812番1の一部、1812番2の一部、1812番6の一部、1812番7の一部、1812番8の一部、2063番1の一部、2077番1の一部、2078番3、2079番2、2080番1及び2221番

阿賀野市下条字下夕道2064番2及び2065番3

阿賀野市下条字中道2143番6の一部

2 土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物、砒素及びその化合物